



秋田県公報

目 次

ページ

規 則	
知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(八三・情報公開課)	1

規 則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十三号

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄